

## ○ 特別加算ポイント

(令和7年4月1日更新)

### 【特別加算ポイント 生産方式革新実施計画】

(特加ー1) 事業終了時まで生産方式革新実施計画の認定を受けることが确实とは、どのような場合か。(追加)

(優先ー2) 取組主体事業計画の内容が、生産方式革新実施計画の内容と合致するとは、どのような場合か。(追加)

**【特別加算ポイント 生産方式革新実施計画】**

(特加－１) 事業終了時まで生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実とは、どのような場合か。(追加)

(答)

生産方式革新実施計画の申請書案について地方農政局長等への事前相談を行い、地方農政局長等からその計画内容について了解を得ていることが必要である。

(特加－２) 取組主体事業計画の内容が、生産方式革新実施計画の内容と合致するとは、どのような場合か。(追加)

(答)

1 以下の①及び②を満たす場合である。

- ① 補助事業等で実施する取組に係る品目が、生産方式革新実施計画の対象品目（計画の別記様式第２号４（４）Ａの欄）と一致すること。
- ② 本事業により機械、施設等を導入する場合にあっては、当該機械等が、生産方式革新実施計画のスマート農業技術（計画の別記様式第２号４（４）Ｂの欄）又は新たな生産の方式（計画の別記様式第２号４（４）Ｃの欄）と一致すること。

2 取組主体が農業者の組織する団体であって、生産方式革新実施計画において資金調達を行う者として明記されている農業者が事業実施者であるときは、以下の①及び②を満たす場合である。

- ① 補助事業等で実施する取組に係る品目が、生産方式革新実施計画の対象品目（計画の別記様式第２号４（４）Ａの欄）と一致すること。
- ② 補助事業等により機械、施設等を導入する場合にあっては、当該機械等が別表１に記載の当該農業者に係る事項と一致すること。

3 取組主体が農業者の組織する団体であって、生産方式革新実施計画において特例等を活用する者として明記されている農業者が事業実施者であるときは、以下の①及び②を満たす場合。

- ① 補助事業等で実施する取組に係る品目が、生産方式革新実施計画の別表１の農業者等ごとの対象品目（計画の別記様式第２号別表１の１①Ａの欄）と一致すること。
- ② 補助事業等により機械、施設等を導入する場合にあっては、当該機械等が生産方式革新実施計画の別表１のスマート農業技術（計画の別記様式第２号別紙１の１①Ｂの欄）又は新たな生産の方式（計画の別記様式第２号別表１の１①Ｃの欄）と一致すること。